

運送事業者・荷主企業の皆さまへ

～ 物流の持続可能な未来のために ～

貨物自動車 運送事業法の改正 セミナー

改正のポイントをわかりやすく解説します

トラック運送業界の健全な発展と持続可能な物流の実現に向けて、貨物自動車運送事業法が改正されました。今回のセミナーでは、改正の内容と実務への影響をわかりやすく解説します。



開催日

2026年

11月9日(月)

16:00～17:30

法改正を
正しく理解し、
今後の対応に
つなげましょう

貨物自動車運送事業法の改正 主なポイント

トラック運送業界の健全な発展と持続可能な物流の実現を目指した改正です。

1 事業許可の更新制度の導入

5年ごとの更新制で、法令遵守と適正な事業運営を確保



5年ごとに
更新

- ・トラック運送事業の許可は、5年ごとに更新が必要
- ・法令遵守、輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受などが要件となります。
- ・更新申請時に一定の手数料を収受します。

2 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

適正な運賃・料金の収受で、健全な事業継続を



- ・国土交通大臣が、燃料費・人件費・減価償却費などを踏まえた「適正原価」を告示
- ・トラック運送事業者は、自らの運送及び他の事業者に委託する運送について、適正原価を下回る運賃・料金を収受してはなりません。(受注者・発注者の義務)

3 委託次数の制限

再委託は2次までに制限(努力義務)



真荷主



元請事業者
(1次)



1次請け
(実運送)



2次請け
(2次まで)

- ・トラック運送事業者・利用運送事業者は、他の事業者へ運送を委託する場合、委託段階を2次までに制限するように努める。
- ・運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務なども適用されます。

4 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

荷主側の関心・順法意識の向上で、効果的に抑止



- ・荷主等が違法な「白トラ」と知りながら発注しただけでも処罰対象。
- ・違法「白トラ」にかかわる荷主等に対し、トラック・物流Gメンが是正指導を実施。
- ・いわゆる「違反原因行為」(長時間の荷待ち、契約にない付帯業務、運賃・料金の不当な据置き、無理な運送依頼、過積載運送の指示・容認、異常気象時の運送依頼など)にも注意が必要です。

改正内容を正しく理解し、今後の対応にお役立てください。



講師

埼玉信用組合 常務理事
水山 正宏



会場

埼玉信用組合 本部 4階 大会議室
(本庄市児玉町児玉44番地16)



対象

運送事業者・荷主企業の
経営者・管理者・ご担当者様



参加費

無 料



お申込み方法

別紙の申込書にご記入のうえ、下記の方法にてお申し込みください。
・担当者へお申込み ・店頭にてお申込み ・FAXにてお申込み

皆様のご参加をお待ちしております

お問い合わせ
0495-72-3511
(担当 高橋・瀬下)